# daily コラム

2012年10月12日(金)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

**MMIグループ** TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

# 悩ましい寄与分の主張

### 法定相続による「不平等」を正す規定

我が国の相続法では、故人(被相続人) と相続人の身分関係に応じて、法定相続分 が固定されます。しかし、例えば、被相続 人の事業を無償で継続させた、被相続人に 資金援助した、あるいは、長年被相続人を 介護し続けた相続人が、何もしなかった相 続人と相続分が同じでは、かえって不公平 になります。このように、被相続人のため に多大な貢献をした相続人を保護する途と して、寄与分という制度があります。

#### 寄与分が認められるハードルは高い

寄与分が認められるためには、①寄与行為があったこと、②①が特別であったこと、③彼相続人の財産の維持又は増加があったこと、④①と③の間に因果関係があったことが必要です。②は、夫婦間の協力義務、親族間の扶養義務という法律上の義務として社会通念上通常期待される内容を超えた貢献が必要です。更に、③・④で貢献が被相続人の財産に対しプラスの影響をもたらされることが必要です。

そのため、寄与分の主張が認められるためのハードルは高くなります。

こうして認められる寄与分の価額は、① 具体的な金額、あるいは、②遺産全体に対する〇%という形で評価されます。そして、 寄与分のある相続人は、まず寄与分の価額 分を取得し、次いで遺産から寄与分の価額 を差し引いた金額に対する相続割合に相当 する金額を取得することになります。

#### 寄与分の問題点

しかし、寄与分はその漠然とした内容から極めて見通しの悪い制度です。何をもって「特別な」貢献なのか、何をもって被相続人の財産の増加又は維持と見るのかはケースバイケースとしか言えません。また、寄与分が認められても、その価額をどう第定していくのかも不明確です。そして、寄与分の主張は、相続人の人格や一族の歴史に関わるものでもあるため、感情面での対立もより先鋭化されます。このように、様々な意味で揉めやすい争点と言えます。

#### 結局は生前対策

結局のところ、被相続人への貢献を相続 を通じて報いてもらうには、遺言や生前贈 与をしてもらうのがより確実な手だてとな ります。

私は長年お父 さんの介護を したのよ! をいける あれが ? あなたが まが 囲い込んで迷惑だったのよ。



## 補足と解説(お客様へは1ページ目だけを送付してください)

#### 寄与分に関する民法上の条文

第904条の2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の審与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議 をすることができないときは、家庭裁判所 は、同項に規定する寄与をした者の請求に より、寄与の時期、方法及び程度、相続財 産の額その他一切の事情を考慮して、寄与 分を定める。
- 3 寄与分は、被相続人が相続開始の時に おいて有した財産の価額から遺贈の価額を 控除した残額を超えることができない。
- 4 第 2 項の請求は、第 907 条第 2 項の規 定による請求があった場合又は第 910 条に 規定する場合にすることができる。
- ※第 900 条から第 902 条は法定相続分の規 定。
- ※第 907 条第 2 項は、遺産分割協議が整わなかったときの家庭裁判所への調停、審判の申立に関する規定。
- ※第 910 条は死後認知を受けた者による相 続分相当額の価格支払請求権の規定。

#### 寄与分の認められた事例

民法上の規定では、「被相続人の事業に関する労務の提供」、「財産上の給付」、「被相続人の療養看護」を挙げていますが、その後に「その他の方法により」とあるように、例示的なものです。

以下に、類型化されていないパターンで 寄与分の認められたものとして以下のよう な事例があります。

- 被相続人所有地の権利関係を整理して 売却に尽力した(長崎家裁諫早出張所昭 和62年9月1日審判)
- ・ 被相続人所有地の抵当権実行を回避するために債務を弁済した(東京家裁昭和49年8月9日審判)